

社会政策論における社会的観点

現代ドイツ社会政策論の一断面

白井英之

1 はじめに

1

いまや私たちは、社会政策の時代に生きている。

人びとの活動と生涯は、生産領域と生活＝消費領域という、経済的にきわめて単純なふたつのカテゴリーからとらえることができるが、そのどちらの局面においても社会政策の対象とならない問題はない。とりわけ1990年代からわが国では、いずれの領域においても、人びとの「ひととしての」活動・生活・人生、すなわち「生」そのものの不安定な状況があらわになり、将来に対する不安感をいただいている人びとがかなりの割合にのぼっていることは、さまざまに発表される調査の結果がよく物語っている。

ふたつのカテゴリーからすれば、生産活動の大きな部分をしめる「労働」という領域においては、就業構造の急激な変動と「働くこと」そのものへの価値が問われている。また労働以外の場で「人生をつくりあげ、送る」という生活＝消費領域においても、たとえば少子高齢社会という現実のなかで、社会保障や福祉、公的教育をもふくめた社会的サービスの制度そのものへの信頼が揺らぎ、制度のみならずそれらを基礎づける理念じたいも問われているのである。こうした状況に無関心でいられる人は少なくないはずである¹⁾。

生産と消費の、あるいは労働と生活の結節点であり、社会構成集団の基

本的な単位として自明のごとくみなされてきた家族ですら、そのあり方の変容はますます明らかなものとなっている。かつて家族が担っていた多様な機能が分化・外部化し、家族の「失敗」、「ゲマインシャフトとしての家族の解体」が指摘される²⁾。そして、主役に躍り出るのは社会的最小単位としての「個人」である。「個人化 (individualization)」、「主体化 (subjectivation)」、「私事化 (privatization)」は、いまや現代社会を読み解く重要なキーワードになっている³⁾。

人びとが個々の状況に対して抱く不安や不満を構造的にとらえようとするならば、さまざまに生起している身近な出来事が自覚できるか、相対化できるか、そして個々人の価値関心にしがって「問題」として整序し構成することができるか否か、がまず問われねばならない。「問題」がある社会的構造と結びつけられて語られるとき、アメリカの社会学者 C. W. ミルズ (1916-1962) 流に言えば「個人をとりまく^{トラブルズ}問題」が「社会構造に関連したパブリックな^{イシューズ}問題」と関連づけて自覚され、提起されるとき⁴⁾、その「問題」は「社会問題」として人びとに意識され、立ち現れ、とらえ返されることになる。そうであるとすれば、現代は多様な「問題」が噴出し、それらはすでに「社会問題」となり、「とらえ返さ」れねばならない時代である。そして社会政策は本来こうした「社会問題」を対象領域とする実践であり、また学問である。冒頭で「社会政策の時代」と述べたのはこうした意味においてである。

2

では「社会政策の時代」の社会政策的な観点とは何に求められるのだろうか。こうした問いが発せられるのは当然と思われるが、この問いに対して、説得的に応えることは必ずしも容易ではない。

わが国において「社会政策」という語は日常的に、一般に了解されたも

のとして使われる語ではない。またわが国の社会政策論の展開からしても、一義的な共通の理解が形成されてこなかったという歴史を有している。

わが国において、社会科学の領域の中ではおそらくもっとも早く導入されたディシプリンのひとつである社会政策論は、明治の導入期に社会政策として議論された問題領域の中からみずからの対象を労働者問題に、しかも時代が下るにつれて、マルクスに導かれつつ労働力商品概念に絞り込んで構成され、いわゆる「経済還元主義」的な発想が主流をしめる時代が長く続いてきた。大河内一男(1905-1984)によって提唱された「労働力政策」としての社会政策論の問題構成と、第二次大戦後の労働問題を中心とした社会政策論が展開した状況がそれである⁵⁾。

こうした自らの呪縛の状況が解かれはじめたのは、おそらくわが国の社会政策論の世界でアングロサクソン流のソーシャル・ポリシーをどう位置づけるかが議論されたことを契機としていたと言ってもよい⁶⁾。けれども、欧米ではソーシャル・ポリシーとして、G. エスピン アンデルセンが「比較福祉国家研究の第一世代」として位置づけたような研究方法⁷⁾が、すでに70年代から80年代前半にかけて一時的ながらも主流になっていた。それは、社会支出の多寡が福祉国家の程度を判断するパラメータになるという観点である。H. ウィレンスキーの研究やOECDの報告書『福祉国家の危機』は社会政策が財政問題とほぼ等値で結びつけられる可能性を示唆するものにもなっていた⁸⁾。さらにすすめれば、国家財政のあり方自体がソーシャル・ポリシーであるという受け止め方が生み出されたとしても不思議ではなかったであろう。

当時の社会政策の関心と方法の方向が、このような傾向によくあらわれていると言えるが、これもまた、さきのわが国に伝統的な社会政策論とは別の意味で、社会政策の「経済還元主義」的な発想にほかならなかつた。「経済化」という衣をまとった社会政策論が登場したのである。

3

こうした社会政策学界の問題状況を受けとめて、わが国における社会政策論の論理構成が、社会学的な側面を閑却してきたことに対して、いちはやく批判的検討をくわえ、社会学的社会政策論のドイツの展開とその今日的意義について論じたのが山田高生教授であった⁹⁾。さらに教授は、ヴァイマル期ドイツで開花した「経済民主主義」論の淵源と形成過程を探られるなかから、そのキイ概念として「全体利益 (Gesamtinteresse, Interesse der Gesamtheit)」とか「公共の利益 (Allgemeininteresse)」に注目され、とくにそれらと結びつくと考えられる「ゲマインヴォール (Gemeinwohl)」という意味の中に、当時のドイツ社会政策の特質を把握されようと試みられていた¹⁰⁾。こうした点を検討するにあたって、社会政策は単に経済的側面からのみでは語られえず、したがってその方法も経済的観点のみならず、歴史を太い縦軸とし、政治的・社会的状況を横軸とした立体的な照射が重要視されるのであった。そうした方法意識のもとで1997年に上梓された『ドイツ社会政策史研究』の「あとがき」において、教授は、現代社会政策論に対する「要請」として「労働政策から福祉政策にいたる政策領域をカバーする社会政策独自の(経済政策とは異なる)理論構築」(括弧は原文のまま、傍点は白井)の必要性をあげておられることをここでは重く受け止めておきたい。

以下では、「社会政策の時代」をとらえるにあたり、いくらか回り道になるけれども、比較的最近のドイツの社会政策論の状況をとりあげ、検討することにしたい。経済主義的社会政策把握と対峙し、向き合う中でドイツの社会政策論はどのような形で自己理解を深め、いかなる観点と論理から社会政策と社会政策論の独自性を主張しようとしてきたのであろうか。本稿ではこれらの点を考察することをとおして、山田教授がわれわれに投げかけられた課題に少しでも接近することをめざしたいと思う。また、私

個人として山田教授から受けたこれまでの長きにわたる、そして言い尽くせないほどの学恩に対して、本稿がいくらかなりとも報いることになれば、と念じている。

(注)

- 1) たとえば、内閣府が毎年実施している「国民生活に関する世論調査」の項目「現在の生活について」のうちの「悩みや不安」の各項目の回答割合を参照。平成4年から平成16年までの不安・悩みの推移を見ると、上昇が顕著なのは「老後の生活」と「現在の収入」である。前者は38.9%から51.8%に、後者は17.7%から27.8%に、それぞれ上昇している。この点については、「国民生活に関する世論調査(平成16年6月)」中の(表12)を参照(<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-life/2-1.html>)。また、被雇用者を対象とした労働側のアンケート調査においては、回答者の約半数の勤務先で雇用調整が実施されており、労働条件の低下(悪化)を感じる割合は約65%にのぼり、さらに厚生年金に対しては約74%、医療保険制度に対しても約71%の割合で不信感・不安感が表明されている。この点についての詳細は、連合総研生活開発研究所『第5回 勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査報告書』2003年、参照。
- 2) 富永健一『社会変動の中の福祉国家 家族の失敗と国家の新しい機能』中公新書、2001年。
- 3) 本年(2004年)3月に刊行された日本社会学会の機関誌『社会学評論』が『『個人化』と社会の変容』をテーマとした特集を組んだことは、それを象徴している。特集の共通問題認識として、梶田孝道、野口祐二「特集『個人化』と社会の変容 によせて」、日本社会学会編『社会学評論』第54巻第4号、318頁以下、ならびに同誌所収の諸論文を参照。さらにこうした問題は、わが国の制度的枠組みの再考と再編成をも要請している。本年6月22日に公表された政府税制調査会基礎問題小委員会による首相への答申「わが国経済社会の構造変化の『像』について～『量』から『質』へ、そして『標準』から『多様』へ～」においては、まさにここであげた諸問題を挙げつつ、従来の社会観の「残像」の「払拭」と「実像」の「直視」を提起している。同報告書およびそれに付随する参考資料については、税制調査会のホームページ <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm> を参照。

社会政策論における社会的観点

- 4) C. Wright Mills, *The Sociological Imagination*, Oxford University Press, 1957, p. 8. 鈴木広訳『社会学的想像力』紀伊國屋書店, 1965年, 10頁。ちなみにミルズの生きた時代において、彼の最大の関心事は人びとのいづく「不安」と問題への「無関心」であった。
- 5) 「大河内シュール」とでも称すべき研究者たちの研究展開、さらにはその対抗的關係にあった社会政策研究者の成果と学的相互作用についての詳細な検討は、中西 洋『日本における「社会政策」・「労働問題」研究 資本主義国家と労資関係』東京大学出版会, 増補版, 1982年(初版, 1979年), 参照。
- 6) その直接的契機となったのは1977年に経済企画庁国民生活局国民生活政策課(当時)から提出された総合社会政策基本問題研究会の報告書, 経済企画庁国民生活局国民生活政策課編『総合社会政策を求めて 福祉社会の論理』大蔵省印刷局, 1977年, である。なお当時, この研究会に委員として参加していた富永健一氏がどう関わっていたかについての興味深い記述がつきにある。富永『社会変動の中の福祉国家』(前掲), 226頁以下。また, 1981年に広島大学で開催された社会政策学会第63回研究大会は「総合社会政策と労働福祉」という共通テーマを掲げて討論された。この大会には, わが国社会政策論の枢軸を担ってきた「大河内理論」とソーシャル・ポリシー論との対決を期してか, 大河内自身も報告者として登壇したが, 彼は依然として「労働力政策」としての社会政策という戦前以来の基本的観点を堅持していた。大河内一男「社会政策におけるインテグレーションについて」西村裕通・木村正身編『総合社会政策と労働福祉 社会政策学会研究大会社会政策叢書第 集』啓文社, 1983年, 所収。
- 7) Gösta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press, 1990, p. 19. 岡沢憲芙・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年, 20頁以下。
- 8) Harold L. Wilensky, *The Welfare State and Ideological Roots of Public Expenditures*, University of California Press, 1957, 下平好博訳『福祉国家と平等 公共支出の構造的・イデオロギー的起源』木鐸社, 1984年。OECD, *The Welfare State in Crisis. An Account of the Conference on Social Policies in the 1980s*, Paris, 1980, 厚生省政策調査室・経済企画庁国民生活政策課・労働省国際労働課監訳『福祉国家の危機』ぎょうせい, 1983年。

- 9) 山田高生「オットー・フォン・ツヴィーディネック＝ジューデンホルストの社会学的社会政策論」『成城大学経済学部創立三十周年記念論文集』1980年3月, 同「第一次大戦前ドイツにおける社会学的社会政策論の形成」津田真澄・山田高生編『社会政策の思想と歴史 大陽寺順一教授還暦記念論文集』千倉書房, 1985年。これらは、山田教授のつぎの著作のなかであらためて論じられている。山田高生『ドイツ社会政策史研究 ビスマルク失脚後の労働者参加政策』千倉書房, 1997年。とくに、同書, 第二部「ポザドフスキの『結集』社会政策」補論「社会学的社会政策論の形成」。
- 10) ヴァイマル後期に、ドイツ労働組合総同盟からの委託を受けたF. ナフタリが中心となって編纂された『経済民主主義』において、この考え方が明確に現れるにいたった点を明らかにされたのは山田教授である。Fritz Naphtali (Hg.), Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, Berlin 1928, 山田高生訳『経済民主主義 本質・方途・目標』御茶の水書房, 1983年, とくにその「訳者解説」を参照。また、山田高生『ドイツ社会政策史研究』第三部「グレーナーの「戦時」社会政策」補論「経済民主主義の形成と展開」を、さらに最近の教授の論放においては同「カール・レギーンと経済民主主義の生成」『成城大学経済研究』第159号, 2002年1月, 同「ドイツにおける経済民主主義の先駆 カール・レギーン」『成城大学経済研究』, 第162号, 2002年11月, を参照。なお、こういった「利益^{インテレッセ}」という語が前掲ナフタリ編著の中で出てくるのは、たとえばつぎ。ただし、ここでの原語版は、1977年のR. クーダ編集によるつぎの戦後最新版を参照している。F. Naphtali, Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, hrsg. u. eingel. von Rudolf F. Kuda, 4. Aufl., Köln u. Frankfurt/M. 1977, S. 50, 53, u. a., 山田訳『経済民主主義』37, 40, 41頁, 他。また「ゲメインヴォール」は、とくに国家を規定するさいにつぎのような文脈で位置づけられている。「公共組織 (Gemeinwesen), すなわちすべての個人を超えて存立し, 共同の意思 (Gemeinwille) を代表する公的な団体」(ebenda, S. 31, 山田訳 14頁) としての国家が経済民主主義的な立場から経済に介入する場合, それは「公共の福祉 (Gemeinwohl) の観点から」(ebenda, S. 49, 山田訳 36頁) なされる。

2 社会政策と経済

1

ドイツ社会政策が持つ独自の思想的・歴史的構造をあきらかにしつつ、その形成期から現在にいたるまでのドイツ社会政策論史を概観した F.-X. カウフマン¹⁾は、第二次大戦後のドイツ社会政策をつぎのような観点からとらえている²⁾。

ひとつは同大戦前、すなわちヴァイマル期における社会政策の基本的問題設定が変化したことである。ヴァイマル期当時は「階級闘争と国家による政治的統合の問題とが舞台の前面に押し出されていた」が、戦後は「個々人の福祉の領域」と「サービス給付の問題」にその視点が移っていった。これは、「階級のありかたから個人の生活のありかたへ」と社会像のとらえかたが変化したことを示すものであった³⁾。その典型は、1950年代半ばに登場した H. アヒンガー (1899-1981) の社会政策論である⁴⁾。

他のひとつとしてあげられるのは、経済学とりわけ新古典派的な経済学が、社会政策を「周辺へと追いやる」ことになったことである。これは「アングロサクソンの影響を受けたドイツの戦後的展開」であって、社会政策にかぎらず、ゾツィアールヴィッセンシャフトそのもののありかたも例外ではなかったと言う⁵⁾。

ここでは上記のうちの、とくに後者の点について、いくらか詳しくふれておくことにしよう。

ドイツでは50年代後半からすでに、社会政策という語で提示される領域が経済学によって狭められる傾向が見られた。その代表は、社会政策を所得分配の形成に限定してとらえ、のちに経済学的社会政策分析に大きな影響をおよぼすことになった E. リーフマン カイルの『社会政策の経済理論』(1961年)である⁶⁾。カウフマンにしたがえば、こうした傾向の登

場は一方で、ドイツ社会政策論に特徴的であった生産・労働領域（労働者保護、労働法、共同決定など）の諸問題を社会政策の対象領域とする伝統的観点が、方法としての経済学によって「[分析の]枠の外に置かれる傾向」のあらわれであるとされた。また他方では、1957年の年金改革と1961年の連邦社会扶助法を梃子とした社会保障の拡大・充実が社会政策の「全体をカバーするものになったと見なされ、[それによって]労働政策と貧困政策との分離状況が克服された」ととらえられ始めたことのあらわれでもあった⁷⁾。

このような状況は、アヒンガーの示唆から始まり、のちに Ch. フェルバーも指摘したように、社会政策研究者の間では、社会政策の「経済化 (Ökonomisierung)」として把握されることになる。この「経済化」は、社会政策の展開じたいのなかに存在する、政策の意図せざる結果をもたらすような作用として用いられており、「経済化」に必ずしも積極的な意味が与えられているわけではない⁸⁾。この点フェルバーは、とくにリーフマンカイルの業績を指して、「経済的モデルを社会的なものに従属させることの奇異」な姿を指摘していたのである⁹⁾。ここですでに、社会政策を対象とする経済学と社会政策学との溝は明瞭に意識されつつあったことを見出すことができる。

他方、リーフマンカイルを嚆矢とする、経済学的見地に立って伝統的な社会政策論の呪縛から社会政策を解き放とうとする積極的な試みは、経済学に携わる者のなかでも、とくに新自由主義的傾向が色濃く出ているグループによって推進されていった。フランクフルト経済政策研究所 (Frankfurter Institut für wirtschaftspolitische Forschung) に拠点を置く研究者グループ「クロンベルグ・クライス (Kronberger Kreis)」(以下、「クライス」と略記) がそれである。「クライス」は、70年代末から80年代のイギリスの「サッチャリズム」やアメリカの「レーガノミクス」に代表されるような新自由主義傾向の直接代弁者として登場する。社会政策を把

握する観点，社会政策の見直し等において，「クライス」の政策提言は徹底した経済還元論であり，ある意味で即物的ですらある。そこでつぎに，その代表的と目される議論を見ておきたい。

2

数多くの社会政策に対する発言の中でも，時期的に比較的早くに属するのは，78年に「クライス」の中心的人物 W. エンゲルス（当時フランクフルト大学教授）が発表した，社会政策の把握に関する問題提起の論文であった。H. バルとの連名で発表した論文「社会政策におけるストック経済的アプローチ」がそれである。その内容の特徴は，社会政策をストック経済の立場から把握しようとするところにあり，つぎのように主張する。「ストック経済的な立場がとられるとするならば，社会政策は経済理論の中に統合される。純粋な経済的判断で社会政策の諸問題がとりあつかわれるのである」と¹⁰⁾。ここで彼らが社会政策としてとらえていたのは，「社会的なるもの (das Soziale)」とも彼らが表現していた社会保障の制度である。彼らによれば「社会的なるもの」は「保険会社や国家によって発行される前渡しの有価証券」，「所有権が不完全で決定の可能性に限界があるという理由においてのみ，そしてその限りにおいてのみ，国家によって発行されねばならないところの私的財」として把握される。したがって社会政策はコストの問題に転化される。コストは第一に支出と収入の差額から，第二に社会政策が存続した場合の行動の諸変化の経済的帰結から，測定されることになるというのである。社会政策上の問題は，前者においては保険者のコストと行政管理コストが，後者においては課税のインセンティブやモラル・ハザードなどがあげられるのであった¹¹⁾。

エンゲルスはその7年後の85年，上記研究所が刊行する研究叢書として1冊の著作を刊行したが，それは前掲論文で彼の言う「社会的なるも

の」 = 社会保障の領域、の問題にとどまらず、アングロサクソン流のソーシャル・ポリシーとは異なって「ドイツ社会政策の伝統として特徴的であった」領域とも位置づけられる労働領域（カウフマン¹²⁾）の諸政策を批判することにも向けられた。労働組合がきわめて強い影響力を持つドイツでは、需要と供給によるのではなく、労働協約をとおして一種の政治的交渉の結果として賃金水準が決定され、それは一般拘束力的意味を持つ。あるいは賃金ドリフトが認められたり、共同決定の法的規制によって被用者の発言力が保障されている。こうした制度はエンゲルスによれば、市場の「自己回復能力」を阻害する制度である¹³⁾。そのみではない。共有する社会的価値観としての社会目標、そして個人と国家のあり方もが、つぎに見るように徹底して新古典派的な発想のもとに再構成されるのである。

「公共の福祉」などと訳されることが多い「ゲマインヴォール」は、社会的に共有された求められるべき価値と一般にとらえられている。「ゲマインヴォール」という語には、この語が持ってきた独自の多様な文化的背景があるが¹⁴⁾、エンゲルスが「ゲマインヴォール」と言う場合はそうしたものは切り離して、経済学で言うところの「パレート最適」と同義におかれる。「ゲマインヴォール」たる「パレート最適」を実現すべく、国家は市場のさまざまなリスクを除去する。個人は国家への一方的依存状況から脱しており、ある程度のリスクを負い、自己責任において分配にあずかる、という具合である¹⁵⁾。こうした新古典派的 = 均衡論的観点にもとづいて構成される社会政策批判から明白になるのは、社会政策の経済主義的普遍化に向けた把握とドイツ特有の社会政策論のあり方の閑却と否定であった。彼は「社会秩序 (Sozialordnung)」という語を、社会政策の諸制度を総体的にあらわす語として引き合いに出してつぎのように言う。「経済秩序が拡張された理論は存在する。[しかし] 社会秩序の理論はない。経済秩序、すなわち市場経済は自由主義的な経済理論にもとづいているが、それに対して社会秩序は社会主義的思考にもとづいている¹⁶⁾。」

3

もとより政策形成への歴史意識が希薄で、政策の結果を機能・作用的側面からとらえることに重きをおく傾向の強い「クライス」流の社会政策批判は、市場経済との連関という視点から投げかけられる。

「クライス」のメンバーでもあった W. シュテュツェル (1925-87) は「社会政策と市場とは制度的に一致せねばならない」と主張し¹⁷⁾、また同メンバーであった A. ゲートヴスキ (1930-87) は、戦後ドイツ社会政策の実践の源を社会的市場経済 (soziale Marktwirtschaft) 論にあるとして、社会的市場経済というタームにおける「社会的」という形容詞の曖昧性、あるいは無内容性を強調した。戦後ドイツにおいて社会的市場経済を実践したとされる時の経済相 L. エアハルトは、稀少資源の効率的投入による所得増大をめざしたのであって、エアハルトは「市場経済」と一線を画した経済社会体制としての社会的市場経済には関心を示していなかった、という評価などはその一例であり、社会政策的な実践においては、「労働 社会領域に関する経済的理論」こそが必要と主張されるのであった¹⁸⁾。

シュテュツェルやゲートヴスキのこうした批判は、エンゲルスが批判の対象とした「社会秩序」と称するものまでも含めて市場経済秩序ととらえていた、社会的市場経済論者に向けられていることが理解できる。W. オイケン (1891-1950) や A. リュストウ (1885-1963)、W. レプケ (1899-1966)、A. ミュラー アルマック (1901-1978) らを中心として展開された「オルドーリベラリスムス」とそれを継承した社会的市場経済論に含まれる主要概念のひとつである「秩序政策 (Ordnungspolitik)」の「秩オルド序ムンクというメタファー」は「経済秩序・社会秩序という問題におよんで」論じられていたのであって、社会的市場経済の思想は、その中に社会秩序としての社会政策を根拠づけるだけの広がりをも有していたととらえるのが通例である¹⁹⁾。それに対して「クライス」の議論は、ドイツ的市場経済論の典型で

ある社会的市場経済論の中の「社会秩序」とか「社会的なるもの」の要素を攪乱的要因として取り除き、ある意味で「純粋な」経済学の復活を企図するものであった。

さきほど私は、「即物的」という語を無規定的に用いて「クライス」の提示する社会政策を表現した。その社会政策理解の中身とは、このようなものである。けれども上のような議論は、社会政策論の原理に対する問題提起をも含んでいた。つまり、社会政策はたしかに経済的観点から構成される側面が大きいにせよ、はたしてこうした側面からだけで説明されるのか、あるいは別の論理を社会政策は元来持つものであり、そうであるとすればそれはどのように構成されるか、という点がそれである。そうした意味で、「クライス」の議論が社会政策研究者に突きつけた問題と衝撃は大きなものであったと言えるであろう。

(注)

- 1) Franz-Xaver Kaufmann, Sozialpolitisches Denken. Die deutsche Tradition, Frankfurt/M. 2003. (以下, Kaufmann (2003), と略記) ズールカンプ社から刊行されたカウフマンの本書は, 2001年から逐次刊行されているドイツ連邦労働省・連邦文書館編集による戦後社会政策の資料と解説集(全21巻の予定)の第1巻の劈頭を飾った彼自身のつぎの論文と構成・内容はほとんど同じものである。F.-X. Kaufmann, Der Begriff Sozialpolitik und seine wissenschaftliche Deutung, in: Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung und Bundesarchiv (Hg.), Geschichte der Sozialpolitik Bd. 1, Grundlagen der Sozialpolitik, Berlin 2001, S. 3-101.
- 2) ただしカウフマンは、ドイツの社会政策が^{ソツィアルポリティーク}アングロサクソンのソーシャル・ポリシーやウェルフェア・ステイトの持つ社会政策的意味との相違、およびドイツ社会政策の独自性に注意を喚起している。そうした点は単行本化にあたって付加された総括部分で論じられている。Kaufmann (2003), S. 181ff.
- 3) Ebenda, S. 153.
- 4) アヒンガーの社会政策論を代表する Hans Achinger, Sozialpolitik als

社会政策論における社会的観点

- Gesellschaftspolitik. Von der Arbeiterfrage zum Wohlfahrtsstaat, 3. Aufl., Frankfurt/M. 1977 (1. Aufl., Hamburg 1958), (以下, Achinger (1977), と略記) についてはすでにわが国でも独自の研究が蓄積されているが, ここではその先駆的評価・研究とその発展的考察をあげるにとどめる。中村貞二「社会政策の近代理論」『山口経済学雑誌』第13巻第5号, 1963年2月。大陽寺順一「西ドイツ社会政策論の展開」, 「西ドイツ社会政策論の岐路」, いずれも, 大陽寺順一(山田高生編)『社会政策論の歴史と現在』千倉書房, 1997年, 所収。
- 5) こうした空気を象徴するのは, 1956年から65年にかけて刊行された『社会科学事典 Handwörterbuch der Sozialwissenschaften』(全12巻)が衣替えて, 1977年から『経済学事典 Handwörterbuch der Wirtschaftswissenschaften』(全9巻)として刊行された(1983年に刊行完了)ことであると言う。この点については, Kaufmann (2003), S. 160, Anm. 452.
 - 6) Elisabeth Liefmann-Keil, Ökonomische Theorie der Sozialpolitik, Berlin 1961. 彼女は本書をつぎのような断定的口調で始めている。「社会政策的諸施策は, 現在では分配的諸施策である。」
 - 7) Kaufmann (2003), S. 152.
 - 8) Vgl. Achinger (1977), S. 59ff., Christian von Ferber, Soziologie und Sozialpolitik, in: Ch. v. Ferber u. F.-X. Kaufmann (Hg.), Soziologie und Sozialpolitik, Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 19, 1977, S. 13, 19-21, Kaufmann (2003), S. 163.
 - 9) Ch. v. Ferber, Sozialpolitik in der Wohlstandsgesellschaft. Was stimmt nicht mit der deutschen Sozialpolitik? Hamburg 1967, S. 18.
 - 10) Wolfram Engels u. Helmut Ball, Bestandsökonomische Ansätze in der Sozialpolitik, in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 23. Jahr, 1978, S. 208.
 - 11) Ebenda, S. 214f.
 - 12) Kaufmann (2003), S. 182
 - 13) W. Engels, Über Freiheit, Gleichheit und Brüderlichkeit. Kritik des Wohlfahrtsstaates, Theorie der Sozialordnung und Utopie der sozialen Marktwirtschaft, Bad Homburg v.d.H. 1985, S. 35f. u. 40. (以下, Engels (1985), と略記)
 - 14) この語の持つ意味の豊かさについては, たとえば労働の観点からは, 田中洋子「『資本主義的利潤追求を目的としない』社会 ドイツに

みる企業の『社会的 sozial』な位置」西村裕通・中西洋・竹中恵美子編『個人と共同体の社会科学 近代における社会と人間』ミネルヴァ書房, 1996年, 所収, を参照。また, カトリック社会論の刻印を帯びた語としてこの語は, たとえばローマ教皇ヨハネ23世の回勅「マーテル・エト・マギストラ Mater et Magistra」(1961年)第65パラグラフなどに求められる。この点については, Walter Kerber, Heimo Ertl u. Michael Hainz (Hg.), Katholische Gesellschaftslehre im Überblick. 100 Jahre Sozialverkündigung der Kirche, Frankfurt/M. 1991, S. 58f.

- 15) Engels (1985), S. 140.
- 16) Ebenda, S. 4.
- 17) Wolfgang Stützel, Marktpreis und Menschenwürde. Thesen zur Wirtschafts- und Bildungspolitik, Stuttgart 1981, S. 36.
- 18) Armin Gutowski u. Renate Merklein, Arbeit und Soziales im Rahmen einer marktwirtschaftlichen Ordnung, in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 30. Jahr, 1985, S. 49f.
- 19) Kaufmann (2003), S. 128f.

3 「社会政策の経済的価値」論

1

経済の観点から社会政策を評価する, 「クライス」に代表されるような議論が噴き出す状況に対しては, 社会政策に関与する側からさまざまな反応が見られた。80年代半ばからはっきりとしてきたこの問題は, とりわけドイツにおいては東西ドイツ統一後の「現状のリスク」に対する「膨大な社会的コスト」が積み上がったことも相まって, 現在でもなお解決されてはいない。「経済政策と社会政策との間の対立」が生み出されているのである¹⁾。

反応のひとつは, 当然のことながら, 「クライス」的な議論に与する立

場がある。この立場についてはすでに「クライス」を検討してほぼ尽くされているので、ここでとくにとりあげることはしない。

他は、これに対抗して社会政策の独自の側面を主張する立場である。前にふれたように、ヴィッセンシャフトの領域において、その方法的問題から、社会政策と経済政策とが距離をおきつつ独自化していく傾向は、社会政策と経済政策の「ますます強まる二極化」と表現される事態であったが²⁾、これは80年代に入ってからさらに先鋭な形をとることになったと言えよう。そこで以下では、社会政策の有する固有の論理とは何かについて考える糸口として、社会政策論を堅持する側から提起された議論のなかでも、80年代半ばから90年代にかけてテーマ化された「社会政策の経済的価値」をめぐる議論を見ておきたい。ここではまず、社会政策の認識対象と問題構成をめぐる学説史的な研究から出発したG. クラインヘンツ（現パッサウ大学教授）が論ずる「社会政策の経済的価値」論をとりあげよう。

84年と85年の両年、ドイツ社会政策学会は、石油危機後に悪化して以来改善の兆しが見えない雇用情勢を「雇用の危機」と位置づけ、テーマに掲げた。クラインヘンツによる「社会政策の経済的価値」論は、84年大会報告をまとめた学会叢書で展開されたものである³⁾。

クラインヘンツが論題として掲げた「社会政策の経済的価値」は、じつはすでにヴァイマル期に議論された経緯がある。1929年10月、2日間にわたりマンハイムで開催された社会改良協会（Gesellschaft für soziale Reform, 1901-1936）総会の2日目でとりあげられたテーマがそれである。このときの基調報告には、G. ブリーフス（1889-1974）が立っている⁴⁾。クラインヘンツは、ブリーフスの議論のなかにつきのような指摘があったことをとりあげた。社会政策の活動に付随し、そしてまた現在においてもいくどとなく意味ありげに批判的に、社会政策に対してなされる問題提起は、自由主義的・個人主義的立場に立つ「市場経済秩序」という基本原則

との同調性の問題である。この問題については、経済学が社会政策の正当性を判断する「裁判の場」になっている。これがひとつの社会政策の価値をめぐる問題である。他方、「経済性」という観点からの価値もありうる。すなわち、「生産性と収益性」という観点からはかれる価値である⁵⁾。

社会改良協会の議論に見られるような、世界経済恐慌に揺れる直前に沸き上がった社会政策をめぐる議論は、「相対的安定期」とも称されるドイツの経済的復活と安定を背景として、「経済の負担、経済原則の侵害、経済成長に対する阻害」という経済政策と社会政策との間の関係をどうとらえるかにかかわっていた問題であった。それは80年代のこの時代でも「現在における議論にいまだ存在する亀裂⁶⁾」として教訓になっているのである。クラインヘンツは、ブリーフスの指摘を、現代の社会政策をめぐる議論にまで引き継がれているものとしてとらえていた。

けれどもクラインヘンツは、結局のところブリーフス報告にならって「経済政策なくして社会政策は不可能であり、同様に経済政策なくして社会政策は不可能である。両者はリボンの結び目のように背後でつながっている⁷⁾」ことを認めねばならなかったのであった⁸⁾。

2

こうした学界の流れを受けて、89年にはG. フォルバによって『社会政策における経済的価値』と題する論文集が社会政策叢書として刊行された⁹⁾。本叢書にクラインヘンツは「社会政策に関する経済学の貧困」という挑戦的な論題を付した論文を寄稿したが、彼が試みたのは経済学と社会政策学との対話を取り戻す道を模索することであった。彼はつぎのように述べる。「新古典派的 厚生経済学的な主要な[経済学の]流れと社会政策学者の小グループというふたつの流れの間で対話のはたして可能であろうか、あるいは、ふたつのグループの間にコミュニケーションの欠如は存

在しないのであろうか、これらについてはっきりとした確信は持てない」けれども、「ここで論じた提案は、[両者の]コミュニケーションの復活と改善に何らかの貢献があるであろうという期待にもとづいている¹⁰⁾」。

クラインヘンツは、社会政策をめぐる経済学者の認識状況について、経済学サイドからなされてきた社会政策への批判の観点をつぎの3つにまとめている。1 市場経済的な経済秩序において社会政策の秩序は適応性があるか、2 社会政策は経済性原則を損なうものとして位置づけられるのではないか、3 社会政策は反生産政策として位置づけられるのではないか。これらいずれも社会政策と経済政策の対立する観点とされるが、それらは「歴史的に根を持つ両極性が表面化したもの」である¹¹⁾。ただし、こうした批判点については、すでに「クライス」が論点を出し尽くしており、これ以上言及するにはおよばないであろう。

けれどもクラインヘンツは、「社会政策の新たな経済的理論」の可能性をさぐる転換点としてこうした状況を前向きにとらえ返す。すなわち、「『社会的市場経済』の全体システムの一定の質を維持しつつ、社会政策的な指向性をもった部分的な社会 経済秩序の修正」を意味する政策を展望すべきだと言う。この政策を彼は「社会 秩序政策 (Sozial-Ordnungspolitik)」と称する。これが社会政策である。

ただし、彼の言う「社会 秩序政策」特徴は、経済政策と比較した場合、社会的弱者をも社会的秩序という中に組み入れて考慮するところにある。すなわち「社会 秩序政策」たる「私的所有とダイナミックな競争とを伴う個人主義的で開かれた社会秩序を全体にわたって秩序づけること」という中に含まれるのは、「社会的に弱い多数の人びとのための独自で適的な秩序が展開されねばならない」ことである、と主張されるのである。おおよそ、こうしたいわゆる弱者を前提とした視点は「クライス」的議論では前面に出されない点に注意しておきたい。

ここでクラインヘンツが言う「秩序」を、彼にしたがって、より具体的

に示せば、1 社会のダイナミックな競争に参加するための個人の機会の平等の確保、2 政治的意思決定に参画するための諸条件の整備、3 安定的な社会全体の枠組みの保障と動的競争との複合的前提としての安全の保障、4 人たるに値すること [人間らしさ] の保障、である¹²⁾。

ところで、こうした弱者の観点を取り込んだ社会政策論は、すでに彼の学位論文(1970年刊行)¹³⁾にその原型が見出される。60年代までの社会政策学説を検討したこの論文の中で、クラインハーツが社会政策のキイ概念として展開したのが、G. ヴァイサー(1898-1989)の「Lebenslage」という概念であり、そこから導出されたのが上で述べた「社会 秩序政策」なのであった。

3

ヴァイサーはアカデミズムの世界では、1950年からケルン大学で社会政策研究の指導的地位をしめ、60年からは同大学社会政策研究所長をつとめたのち、67年にゲッティンゲン大学に招聘された¹⁴⁾。現実政治の世界では、ドイツ社会民主党のゴードスベルク綱領(1959年)の起草者の中心的位置をしめていたことから推し量ることができるように、社会民主主義の陣営に属していた人物である。しかし、マルクス主義の影響のもとでそれまでのドイツ社会民主主義の政策方針を規定していた階級対立・階級闘争の仮説が、まったくの時代遅れですでに関心をひかなくなっている点を早くから指摘しており¹⁵⁾、ゴードスベルク綱領の社会規定が社会民主党の従来の階級社会観から大きく転回したのはヴァイサーに代表されるようないわゆる「脱・階級社会」とでもいうべき社会像の認識転換が背景にあったことは間違いがない。社会民主主義の担い手の一大勢力であったドイツ労働総同盟が、その機関誌をつうじて「均一な単層社会¹⁶⁾」の到来とか、「脱・プロレタリアート化¹⁷⁾」をさかんに喧伝したのもこのころで

あった。

時期を同じくして社会政策論の分野では、すでに前節でもふれたように、アヒンガーが「労働問題から福祉国家へ」なる副題を付した『ゲゼルシャフトポリティークとしての社会政策』を世に問うていた。そこでは「個々人が自分の生活（生存）をどのようにつつがなく送ることができるか、という問題が不断の公的になされる配慮のテーマになった」のであり、「保険、援護、社会扶助といった社会的に根拠づけられる給付のあらゆる形態」への検討が要請されなければならない、として、家計と生活維持のための諸施策が社会政策の重心をしめるにいたることが強調されていたのである¹⁸⁾。このアヒンガーの視野はヴァイサーの「Lebenslage」の視野よりも狭いと言えるが、階級社会像の解体とそれを脱した、生そのものの維持を中心に据えた社会像という点では両者の認識において共通するであろう。

ヴァイサーは「Lebenslage」を、「生きていくことの意味にとって決定的とみなすところの基本的な願望を満たすことに向けて、人間の外部に存在する状況として人間にあたえられる行為の空間」と定義していた¹⁹⁾。

この規定をうけて、クラインヘンツは「Lebenslage」をつぎのように把握する。すなわち、人間の欲望、すなわち「ダイレクトな利益」を充足させるための活動空間としての「Lebenslage」が存在する。このように規定した場合の「Lebenslage」は、一般には「経済的な」活動や「経済」の領域を指すだけである。けれども、そのみならず、ここで定義される「Lebenslage」とは、感覚的な、ないし直接に人間の肉体の存在と結びいた価値として、そして精神的な、人格的で文化的な価値として、道徳的、宗教的な絆へと向けられた関心をも含むものとして考えられる、と²⁰⁾。

ヴァイサーから着想をえたクラインヘンツは、社会政策を「多数の人びとの Lebenslage の『向上』」を目指すものとし、とりわけそうした人びとのなかでも「社会的に弱い立場の多数の人びと」が注目されるのであった²¹⁾。こうした点から、前項でまとめた彼の「社会 秩序政策」の基礎が

導き出されていたのである。

しかし、クラインヘンツのこの議論は、問題提起的な段階にとどまっていると言えるのではなからうか。社会政策と経済政策との同調性を認めた上で、社会的な独自の問題領域が挙げられてはいるものの、より方法的な踏み込んだ議論と具体的レベルでの展開がさらに求められることになりはしないであろうか。おそらくそのさいには、社会政策における「社会」、経済における「社会」、そして政策、それぞれの意味と連関が問われねばならなくなるはずである。その結果として、社会政策における「社会(的)」あるいは「社会的なるもの」の独自の位置が明確に浮かび上がってくるであろう。以下ではこの独自の立場を前面に押し出す議論を紹介し、社会政策の独自領域が論理化される可能性があるのかどうかという点についての糸口を探り出しておきたいと思う。

(注)

- 1) Kaufmann (2003), S. 173f.
- 2) Ebenda, S. 138.
- 3) Gerhard Kleinhenz, Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik. Von der Relativierung ökonomistischer Kritik an der Sozialpolitik zu den Möglichkeiten einer Vermehrung des Volkswohlstandes durch verstärkte Integration von Wirtschafts- und Sozialpolitik, in: Helmut Winterstein (Hg.), Sozialpolitik in der Beschäftigungskrise I, Schriften des Vereins für Socialpolitik, N. F. Bd. 152/ I, Berlin 1986, S. 51ff. (以下, Kleinhenz (1986), と略記)
- 4) Goetz Briefs, Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik, in: Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform (Hg.), Die Reform des Schlichtungswesens. Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik. Bericht über die Verhandlungen der XI. Generalversammlung der Gesellschaft für Soziale Reform in Mannheim am 24. u. 25. Oktober 1929, Jena 1930, S. 144ff. なお、このテーマでの議論をきっかけにして、社会改良協会は L. ハイデ (Ludwig Heyde, 1888-1961) を実質的な編集者として、31年つぎの論集を刊行している。Hans von Nostitz (Hg.), Der wirtschaftliche

社会政策論における社会的観点

Wert der Sozialpolitik. Eine Sammelschrift, Jena 1931.

- 5) Kleinhenz (1986), S. 54f.
- 6) Ebenda, S. 52.
- 7) G. Briefs, a.a.O., S. 170.
- 8) Kleinhenz (1986), S. 78.
- 9) フォブルバは現ライプツィヒ大学教授（オーストリア出身）。ウィーン大学で学び、フライブルク大学で学位を取得し、社会学的見地から社会政策にとりくんでいる。本稿ではとりあげることができないが、社会政策と経済政策との関連を論じたつぎのものがある。Georg Vobruba, Die Entwicklung des Verhältnisses von Ökonomie und Sozialpolitik. Normen, Interessen und Theorien als Entwicklungsfaktoren, in: G. Vobruba (Hg.), Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik, Sozialpolitische Schriften, Heft 60, Berlin 1989, S. 219ff. (以下, Vobruba (1989), と略記) G. Vobruba, Jenseits der sozialen Fragen, Frankfurt/M. 1991, insb. S. 45-89.
- 10) G. Kleinhenz, Das Elend der Nationalökonomie mit Sozialpolitik, in: Vobruba (1989), S. 103f.
- 11) Ebenda, S. 91f.
- 12) Ebenda, S. 101f.
- 13) G. Kleinhenz, Probleme wissenschaftlicher Beschäftigung mit der Sozialpolitik. Dogmengeschichtlicher Überblick und Entwurf eines Wissenschaftsprogrammes für die Theorie der Sozialpolitik, Berlin 1970. (以下, Kleinhenz (1970), と略記)
- 14) ケルン大学の社会政策研究の歴史と伝統については,たとえば, Philipp Herder-Dorneich, Jürgen Zerche, Werner Wilhelm Engelhardt (Hg.), Sozialpolitiklehre als Prozeß, Baden-Baden 1992. ヴァイサーの役割についてはその中でも, J. Zerche, Forschungsansätze in der Sozialpolitiklehre in Köln unter besonderer Berücksichtigung des Forschungsinstituts für Sozialpolitik, in: ebenda, S. 84ff.
- 15) それはすでに 1956 年の『社会科学事典』での項目「自由社会主義」において明確に見出される。G. Weisser, Art.: Sozialismus, (V) Neuere Richtungen, (5) Freiheitlicher Sozialismus, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 9, Göttingen 1956, S. 511f.
- 16) Siegfried Landshut, Die Auflösung der Klassengesellschaft, in: Gewerkschaftliche Monatshefte, 7. Jg., 1956, S. 452ff.

- 17) Franz Klüber, Der Mensch und die Automation. Zum Problem der ethischen Bewältigung des technischen Fortschritts, in: Gewerkschaftliche Monatshefte, 8. Jg., 1957, S. 26. クリューバーはこの中で、労働組合は「資本主義的な階級社会の思考にあまりにもとらわれすぎてきた」と述べている。
- 18) Vgl. Achinger (1977), S. 59ff.
- 19) これはヴァイサーのつぎの記述にもとづく。G. Weisser, Art.: Distribution, (II) Politik, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 2, S. 638. 「Lebenslage」は「生の状況」などと訳すこともできるであろうが、十分にこなれた訳とは言い難い。したがってここでは原語のまま利用することにしたい。なお、「Lebenslage」の概念をヴァイサーに内在して再構成しているものとしてはつぎを参照。Gabriele Andretta, Zur konzeptionellen Standortbestimmung von Sozialpolitik als Lebenslagenpolitik, Regensburg 1991, insb. S. 48ff.
- 20) Kleinhenz (1970), S. 72ff.
- 21) Ebenda, S. 75.

4 社会政策における「社会的なるもの」と社会的観点

1

「ゾツィアルオルドヌング ヴィルトシャフツオルドヌング [経済学者が考えるように] 社会秩序を経済秩序の部分的秩序として組み込んでしまうことには疑問の余地がある。というのもこうしたことは、経済あるいは経済政策の目的に対して、社会あるいは社会政策の目的を低く評価することにつながりかねないからである。」「社会秩序そして社会政策が経済システムと一致するとか、市場と一致するとかということを原理にまですつりあげ、それによって、社会秩序の社会政策的目標や規範に比して、経済の対象領域やこの [経済の] 領域の特定の領域が優位であるとすることは、私には受け容れがたい¹⁾。」

こう述べているのは、クラインヘンツの師にあたる H. ランペルトであ

る²⁾。彼は社会政策と経済政策との関連をとらえるにあたり、「クライス」的な立場にきわめて批判的であった。それは、すでにふれるところのあったグートヴスキの議論に対して徹底的な反論を展開したことからもうかがえる。ランペルトの批判は、市場至上主義的な新自由主義的経済政策が、経済の論理のみから社会政策を把握し、社会政策の不要論を唱えていた点に向けられていたのである³⁾。むしろ彼は、経済における社会的要素の重要性を強調する立場に立っており、その立場は、社会的市場経済論における「社会的」な領域の政策化こそが社会政策であるととらえる基本視座にもとづいている。この点に関して彼は、社会的市場経済論の原理がそもそも秩序政策であったこと、そして社会的市場経済論の礎石者でもあるオイケンが、経済政策の最も重要な領域として社会問題の解決を第一にあげており、社会政策の中心的問題がここでは経済政策の課題としてあげられていたことを強調している点が注目されてよい⁴⁾。

ランペルトは社会的市場経済論の「社会的なるもの」に社会政策の根拠を求めたが、それが展開されたのが、たとえば「社会システム (Sozial-systeme)」における「社会的秩序 (Sozialordnung)」論であり、あるいは経済活動における「社会的次元 (soziale Dimension)」論であった。以下ではそれらに関する議論を見ておこう。

2

本節冒頭の引用にも見られるように、ランペルトは「社会秩序」という語を頻繁に持ち出しているが、この語にどのような意味内容を含み込ませて社会政策が基礎づけられるととらえているのであろうか。

もとより「社会秩序」という概念は論者によってさまざまな意味づけがなされており、一義的に規定することは困難であろう。これに対してランペルトは、ドイツの経済政策・経済秩序をとりあげてきた従来の研究にお

いてこの語がどのように扱われてきたかを、おおよそつぎの3点にまとめる。すなわち、1 秩序という問題領域において独自の意義が認められていないか、縁辺におかれている、2 経済秩序と社会秩序の相互依存性についてほとんど閑却されている、3 社会秩序は総じて経済秩序の部分なす秩序とみなされており、経済秩序が「ゲゼルシャフト秩序 (Gesellschaftsordnung)」を構成する部分秩序であるように同様の部分秩序とはみなされていない⁵⁾。こうまとめた上で、彼はつぎのようにして「社会秩序」を規定する。

- (1) 「ゲゼルシャフト」とは、社会、経済、政治・行政、文化という4領域それぞれから構成される全体であり、ある意味で「広義の社会」である。それに対してここで「社会秩序」という場合の「社会(的)」^{ソツィアール}は、「ゲゼルシャフト」を構成する部分であり「狭義の社会」である。
- (2) 上記4領域はそれぞれに「システム (ジステーム)」をもつ。すなわち、「社^{ソツィアール}会システム」、「経済システム」、「政治・行政システム」、「文化システム」である。その集合体である「ゲゼルシャフト」も総体としてのまとまった「システム」をもつ。したがってこれら4つのそれぞれの「システム」は「ゲゼルシャフト・システム (Gesellschaftssystem)」の「サブシステム」である。
- (3) 「ゲゼルシャフト・システム」は「国家の中に組織化された社会成員 (Gesellschaftsmitglieder)、社会諸集団 (soziale Gruppen)、諸組織の総体、ならびにそれらに存するさまざまな諸関係 (たとえば経済、文化、行政といった諸関係) の総体と理解される。」
- (4) そこで「秩序」を考える。「ゲゼルシャフト秩序」はここでは、「組織的な構成物の総体、ゲゼルシャフトの諸要素 (社会成員、社会諸集団、諸組織) の間にある諸関係の総体、に通用しているさまざまな Regeln であり Institutionen である。」こう言ったときの「Regel (n)」にせよ「Institution (en)」にせよ、それらの内容は、慣習、しきたり、

規則，立法，それらにもとづいた制度，といった多様な実体を含みうる。この文脈から考えれば，ここで言う「秩序」は，規範をも含み込んだ広義の「法」ととらえてよい。

- (5) 「ゲゼルシャフト・システム」の「サブシステム」としての「経済システム」は，財の生産・調達・分配を通して資源の希少性を緩和する要素として機能するのに対し，「社会システム」は，「たとえば社会的正義，社会的安全，社会的平和」というような「社会的諸目標 (soziale Ziele)」と「人間関係という意味での社会的関係の質に依存しつつ，そうした目標を実現するところの特定の基本的諸権利を保障する」という課題を担うシステムである。
- (6) 「社会秩序」とは，上記「社会システム」の「秩序」であって，「ゲゼルシャフトにおける個人や社会集団の社会的地位を規則づけていく制度や規範」であり，また，「社会成員間の諸関係を規則づけていく制度や規範」であると定義される。ランベルトにしたがえば，こうした「制度や規範」は社会的地位の場合は「経済的に，とりわけ収入と財産を前提とし」，また社会成員間の諸関係の場合は「経済的に根拠づけられた制度や規範」と規定される⁶⁾。ここでは「社会秩序」は，「経済」的観点と関連づけられていることが理解できる。

「システム」という社会学的概念を援用してなされたこの主張の特徴は「社会秩序」の独自の役割・機能を 本節の冒頭に引用したように強調しつつ，「経済秩序」との同価値性を求めている点にある。ただし，それぞれ独立した同価値性ではなく，ここで前面に押し出されているのは，両者の相互的な連関性である。彼はこの連関性を「相互依存性」と表現している。「経済秩序」からのみ社会政策をとらえるのではなく，「社会秩序」固有の領域の存在を前提とし，かつ「社会秩序」と「経済秩序」というふたつの「秩序」の「相互依存性」をも認めつつ，社会政策論が構成されることが指摘されるのである。つぎのような論述は，その点がよくあらわれ

ていると言えないであろうか。

「経済秩序と社会秩序とはかなりの程度、相互に依存しあっている。ゲゼルシャフト秩序の部分秩序として、そのいずれもが同じ水準にある。すなわち、いずれも同価なのである。これが意味するのは、これが多くの経済学者の見解と異なっているところなのだが、経済的基本目標と社会的的基本目標は同格であるということ」である。そしてさらには、「いかなる経済秩序にもある社会的な基礎内容が含まれているのである⁷⁾。」

3

こうした「社会秩序」論に重点をおきつつ社会政策を構成しようとする議論は、徐々にではあるが、社会の独自領域をより強調する形での社会政策論の構成へと発展していったように私には思われる。ランペルトの「社会的次元」論は、そうした傾向を強くあらわしたものであると言えよう。その一例は、「経済活動における社会的次元」と題された講演である。これはメンヒェングラートバハのカトリック社会科学センター (Katholische Sozialwissenschaftliche Zentralstelle Mönchengladbach) が刊行しているシリーズ冊子『教会と社会』の第 188 号として 1992 年に発表されたものである⁸⁾。では、「社会的次元」とは何か。人間あるいは人間集団のどのような活動側面を指して、それは規定されるのか。

ランペルトは、ゲゼルシャフトの基本目標に沿いつつなされる、人間相互あるいは社会集団の主體的なコミュニケーションと協同的営為が人間活動の「社会的次元」であると言う。ここでの「ゲゼルシャフトの基本目標」とは、「機会の平等、人間としてのあり方の保障、人格の自由な展開」である。とくに市場を中心とした経済活動において、こうした側面は等閑に付されがちである。レプケが市場経済の競争原理の中に読み取っていた「道徳的な見地からしてわれわれを無関心のままにさせておかないような

作用をもたらす不安傾向」の醸成、「創造的破壊」(シュンペータ)がもたらす新環境に適應できない人材の派生すなわち人的資本の損失と彼らの生活面への影響、稼得能力を持たず市場の内部に組み込まれ得ない人びとへの所得の分配、これらは若干の例にすぎないが、こうした諸問題が「社会的次元」に含まれる問題として認識されることになる⁹⁾。

これらに必要な対応が社会政策的調整である。ただし、それが導出される根拠は社会倫理的なものに求められることになる。つまり、経済の目的ならびに行為は所与の手段で最大の利益をはかる、もしくは最小の負担のもとで一定の利益をあげるという意味での「合理性原則」あるいは「利潤最大化の原則」にもとづいているが、「市場、競争、需要と供給の役割は道徳的な蓄積をつくり出しはしない」がゆえに、われわれには「自己の規律、正義、尊厳、公正、同胞意識、節度、公共的意識、人間らしさ、へのまなざし」(レブケ)、すなわち、道徳的規範が求められねばならない、と主張されるのである¹⁰⁾。

そうであるならば、社会政策は社会倫理的な根拠を有する¹¹⁾、あるいは、ランベルト自らが言うように「社会が形づくられるにあたっての最上位に属する諸目標という意味での特定の規範について、賛成であるか反対であるかを決めるのは、学問によってなされるのではない」のであってそれは「価値判断の問題」である¹²⁾。ドイツ語圏で80年代以降、顕著になってきた経済倫理への関心の高まりも、「社会的次元」軽視への「リアクション」が背景として存在するとランベルトは言う¹³⁾。

4

2000年7月、ランベルトの古稀を祝すシンポジウムがアウクスブルクで開催された。「祝辞」は、前節で紹介したクラインヘンツ、来賓として記念講演をしたのはランベルトの65歳記念論文集にも寄稿している G.

グートマン（当時ケルン大学教授）であった¹⁴）。グートマンの講演内容は経済秩序と社会秩序，道德と経済，倫理と経済学をテーマにしたものであった点にここでは注目したい¹⁵）。これはある意味，きわめて象徴的なできごとであったように私には思われる。というのも，最後に演壇に立ったランペルトの講演から浮かび上がってくる現在のドイツ社会政策論への関心のありかが，グートマンが論じた点と結びつくからである。ランペルトはつぎのような印象深い内容を語っている。

徹底した個々人の思考と行動を基礎に築かれた経済学においては，「厳格に自己の利益に導かれる個人に関しては，共有された意思など視野に収められていないし，その結果，仕事以外の人的繋がりも視野には入っていない。方法論的個人主義がもたらすもの，それは，われわれが生きている現在の過剰にまでなりはてた個人主義と結びついて　しかもその個人主義は人間の社会的性質を認めず，……人間の発展・展開は人間によって展開されるということをも見落としているのだが　ゲゼルシャフト，ゲマインシャフト，そして公益が必要とするものをなおざりにすることにつながってゆく。」（これは別の表現では「経済倫理の実体を欠落させることになる」とも述べられる。）「経済合理性の規範的内容を倫理的　批判的にその背後から問いかけ，新たに定義すること，すなわち，生きるという目的に合った経済の諸条件への指向」が必要になっている。「というのも経済そのものからは，経済的効率を確実なものとするために必要と考えられるような，社会的に最低限の規範しか出てこないからであって，経済的ではないがゲゼルシャフトに必要なもの，たとえば，社会的正義とか社会的安全とかいった種類や範囲のなかでの規範は出てこない。が，必要なのはそれなのである¹⁶。」

ランペルトにかぎらず，ドイツでは社会政策の基本原則は「連帯原則 (Solidaritätsprinzip)」と「補足性原則 (Subsidiaritätsprinzip)」とされるのが通説となっている。前者は個々人の扶助・共助であり，社会保障の制度

としては社会保険へとつながる。また後者は自己責任を前提としつつも、個人を超えた団体等による公的介入の根拠を示すものである¹⁷⁾。これらの原則は、グートマンがこの講演のなかで、カトリック教会の社会把握にもとづいた個人と全体の「良い状態 (wohl)」の関係として、社会的なるものに由来している、と指摘していることからわかるように¹⁸⁾、おおよそ経済の論理から導出されたものではない。いずれも人間存在のあり方と関係性を規範的に述べているものであって、さきの「ゲゼルシャフトのサブシステム」というとらえ方を適用すれば、由来において「文化的サブシステム」の「秩序」観であり、またこれが法として制度化されている点では「政治・行政的サブシステム」のそれであり、そして何よりもこれが社会の原則であるという点では「社会的サブシステム」の「秩序」観、すなわち「社会秩序」なのであると言ってよいであろう。

以上見たように、近年のドイツにおいて社会政策は「社会」独自の領域から、しかも規範論の見地から経済倫理をも導入して再構成されようとしている。しかるにわが国では、いわゆる「社会科学的」＝「経済学的」という戦前すでに提起された大河内理論以来の社会政策論の「経済還元主義的」伝統は、その「経済」の内実を方法的にまったく変えつつ、いまや「改革」を錦の御旗に掲げたドイツの「クライス」的内容の議論が導入され、そして定着してゆくことで、社会政策の「経済化」と「経済学化」はますます推し進められる方向にある。いわば、社会政策の新たな装いの「経済還元主義」の進展である。

社会政策の観点とは何か、これが私のはじめの部分で提起した問題であった。本稿ではこの点について、ドイツ社会政策論をめぐる論争の状況をとりあげて検討してきた。そしていま、たどり着いた地点は、暫定的ながらも、つぎのようなところであると言ってよいであろう。すなわち、人間存在と倫理を中心に据え、いわゆる「経済還元主義的」社会政策論に代わる「社会還元主義」的社会政策論の方向、これこそが目指されねばならな

いではなかるうか、ということである。われわれがドイツの議論から受ける示唆は、決して小さなものではないと言えるのではなかるうか。

(注)

- 1) H. Lampert, "Denken in Ordnungen" als ungelöste Aufgabe, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 206, 1989, S. 452. (以下, Lampert (1989), と略記)
- 2) クラインヘンツはランペルトがベルリン工科大学で経済学講座の教授を務めていた間(1964-70), 彼のもとで助手を務め, 学位論文(Kleinhenz (1970), 前節注(13))を提出している。
- 3) ゲートヴスキの議論の詳細とランペルトの反論については, 臼井英之「現代ドイツ社会政策批判の一類型(2)」『成城大学経済研究』第126号, 1994年10月, を参照。
- 4) Lampert (1989), S. 446f.
- 5) Ebenda, S. 449.
- 6) Vgl. ebenda, S. 450f.
- 7) H. Lampert, Die Wirtschafts- und Sozialordnung der Bundesrepublik Deutschland, 12. überarbeitete Aufl., München u. a. 1995, S. 65.
- 8) H. Lampert, Die soziale Dimension gesellschaftlichen Wirtschaftens, Kirche und Gesellschaft, Nr. 188, Köln 1992. (以下, Lampert (1992), と略記)
- 9) Lampert (1992), S. 4ff.
- 10) Ebenda, S. 8ff.
- 11) Ebenda, S. 7.
- 12) Ebenda, S. 11
- 13) 具体的には P. コズロフスキーに代表されるような経済倫理学の提唱。Peter Koslowski, Grundlinien der Wirtschaftsethik, in: Zeitschrift für Wirtschafts- und Sozialwissenschaften, 109. Jg., 1989, 345ff.
- 14) Gernot Gutmann, Zur wirtschaftlichen Integration Deutschlands: Blockaden für den Aufschwung Ost, in: G. Kleinhenz (Hg.), Soziale Ausgestaltung der Marktwirtschaft. Die Vervollkommnung einer „Sozialen Marktwirtschaft“ als Daueraufgabe der Ordnungs- und Sozialpolitik. Festschrift zum 65. Geburtstag für Prof. Dr. Heinz Lampert, Berlin 1995, S. 73ff.

社会政策論における社会的観点

- 15) G. Gutmann, Die ethischen Grundlagen der Sozialen Marktwirtschaft, in: Universität Augsburg (Hg.), Wirtschaftswissenschaft in gesellschaftlicher Verantwortung. Zum 70. Geburtstag von Prof. em. Dr. Heinz Lampert, Augsburg 2001, S. 27ff. (以下, Gutmann (2001), と略記)
- 16) H. Lampert, Sozioökonomie - Idee und Wirklichkeit. Reminiszenzen und Reflexionen, in: ebenda, S. 68f.
- 17) これら 2 つの原則については, 臼井英之「ドイツにおける社会政策の意味」, 栃本一三郎編『世界の社会福祉 ドイツ・オランダ』旬報社, 2000 年, 所収を参照。
- 18) Gutmann (2001), S. 42.